

**「あたらしい国のかたちの創造的改革」推進基本法案（仮称）**  
**～「強くしなやかな日本」に生まれ変わるために～**  
**骨子素案（イメージ）**

**前文**

- (1) 我が国は、明治維新以降も、そして先の大戦後も、奇跡とも称されるめざましい発展を遂げてきた。この発展の過程において、我が国は、自己の利益（私益）のみにとらわれることなく、一貫して、公共的な利益（公益）をも追求してきた。これは、我が国の国柄というべき、国家としての精神である。
- (2) しかるに、平成の約 30 年間に於いては、このような精神が失われ、我が国を取り巻く国際状況、社会経済情勢等の国内外の急激な変化に対応できず、統治機構、社会制度、産業構造、価値観等のあらゆる面において、ことごとくその刷新に失敗した。  
その結果、かつて世界に誇った「経済大国日本」は今や見る影もなく、地方も危機的状況に陥るなど、国力の低下が著しい。国民もまた、旧来の価値観に縛られた社会の中で、個性を十分に発揮できていない。  
しかし、これらの諸課題を解決することは、従来（中央政府と官僚）を中心とする中央集権的で硬直的な体制の下においては、もはや困難だと言わざるを得ない。
- (3) このような諸状況に鑑みるならば、我々は、改めて、近代立憲国家としての過程において構築してきた自らの国柄に思いを致し、経済の持続的な成長を図り、豊かで活力ある日本を回復させるとともに、世界的規模での公益の増進に先導的な役割を担い、国際社会において尊厳ある国家としての地位を確立するために、新しい一歩を踏み出す必要がある。そして、こうした新しい日本を支えるのは、強く自信を持って自分らしく生き、社会の担い手として一人一人が能動的に行動する国民である。  
今こそ、このような目指す姿の実現に向けて、自律分散協調型社会を形成し、「強くしなやかな日本」に生まれ変わるため、全力を挙げて抜本的な改革を断行すべきである。
- (4) ここに、「あたらしい国のかたちの創造的改革」に関する諸施策を総合的かつ集中的に推進するため、この法律を制定する。

## 第一 総則

### 一 目的

この法律は、平成の時代における諸改革の失敗を踏まえて、「強くしなやかな日本」に生まれ変わるために行うあたらしい国のかたちを創造する抜本的な改革(以下「**あたらしい国のかたちの創造的改革**」という。)に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、その施策の基本となる方針及びそのために必要な体制の整備並びにその改革実施の目標時期等について定めることにより、「あたらしい国のかたちの創造的改革」に関する諸施策を総合的かつ集中的に推進することを目的とすること。

### 二 基本理念

「あたらしい国のかたちの創造的改革」は、次に掲げる事項を基本として行うものとする。

#### 1 自律分散協調型社会の形成

**自律分散協調型社会**(全国各地において、時代の変化に即応し、地域の特性を生かした多様な取組が官民協働の下で主体的に行われるとともに、国民一人一人が、その経済的状况にかかわらず教育を受ける機会を確保され、自律し、かつ、お互いに協調しつつ、その個性・能力を十分に発揮することができる社会をいう。)を形成することにより、豊かで活力に満ちた日本を回復すること。

#### 2 あたらしい公共政策システムの構築

現在の国及び地方自治体の在り方を創造的に破壊し、**あたらしい公共政策システム**(国の役割を整理し重点化するとともに、権限・財源を強化された地方自治体と協調しつつ、それぞれが民間能力を最大限に活用し、かつ、相互の緊密な連携を確保することにより、簡素で豊かな統治主体として、様々な政策課題に柔軟かつ弾力的に対応できる体制をいう。)を構築すること。

#### 3 自立的かつ総合的な安全保障の確立

国際社会と連携・協力を図りつつも、自分の国と国民は自分で守ることを自覚し、防衛、エネルギーの確保、食料の供給及び災害対策の各分野において国民が安全で安心して暮らせるための施策を総合的に実施することにより、自立的で総合的な安全保障体制を確立すること。

### 三 責務

#### 1 国の責務

国は、二の基本理念にのっとり、「あたらしい国のかたちの創造的  
改革」に関する諸施策を、総合的かつ集中的に推進する責務を有する  
ものとする。

#### 2 地方自治体の責務

地方自治体は、二の基本理念にのっとり、かつ、国と対等な統治主  
体であることを自覚し、国及び他の地方自治体と連携しつつ、その地  
域の特性を踏まえて、「あたらしい国のかたちの創造的改革」に関す  
る諸施策を、総合的かつ集中的に推進する責務を有するものとするこ  
と。

## 第二 基本方針

### 一 国及び地方自治体の組織等の在り方の見直し

それぞれの地域の特性を生かした多様な政策が効率的に行われるよ  
うにするため、国及び地方自治体の組織等の在り方に関し、次に掲げる  
措置その他必要な措置を講ずるものとする。

#### 1 国の役割の重点化と地方自治体への権限・財源の移譲

国の事務を国家の存立や全国的統一性の確保等に重点化するとと  
もに、地方自治体に権限及び財源を徹底的に移譲すること（条例の優  
先適用を含む。）。

#### 2 都道府県と市町村の在り方の見直し

二元行政・二重行政による弊害を除去し、各地方自治体がその能力  
を十分に発揮できるようにするため、都道府県と市町村の在り方（二  
層制それ自体の是非を含む。）について、抜本的な見直しを行うこと。

#### 3 国と地方の協議の場の強化・参議院の地域代表化

政策形成に地方自治体及びその住民の意見を反映させるため、国と  
地方の協議の場を強化するとともに、参議院の地域代表化及びこれに  
伴う選挙制度の見直しを行うこと。

#### 4 「従たる住所地」における地方参政権・地方税制の改革

「主たる住所地」とは別の「従たる住所地」の選定の仕組みについて、これを踏まえた当該「従たる住所地」における参政権の在り方及び当該「従たる住所地」所在の地方自治体への納税の在り方を含めて検討を行い、地方参政権及び地方税制に係る抜本的な改革を行うこと。

#### ※ 国会の在り方の見直し

先例に縛られた国会についても、この法律による「あたらしい国のかたちの創造的改革」を踏まえて、新たな国の役割にふさわしい国会に生まれ変わるため、上記3に掲げる「参議院の地域代表化及びこれに伴う選挙制度の見直し」のほか、①討論型国会への改革、②オンライン国会を含めたデジタル化の導入、③質問主意書の見直し（所管大臣による答弁書など）、④予算単年度主義の見直しなど財政弾力化に向けた国会関与の新しい在り方の検討等を進めること。

## 二 柔軟かつ弾力的な政策の形成及び実施

国及び地方自治体が、時代の変化に即応して柔軟かつ弾力的に政策を形成し、及び実施することができるようにするため、次に掲げる措置その他必要な措置を講ずるものとする。

### 1 国家行政組織の編成の弾力化

国際状況や社会経済情勢等の国内外の急激な変化に臨機に対応し、政策課題の優先順位付けを的確に行い、重点的に取り組むべき政策課題について迅速な決定が可能となるようにするため、国家行政組織の編成を弾力化し、その時々の内閣の裁量権を拡大すること（国家行政組織法の枠組法化と各省設置法の政令化）。

### 2 予備公務員制度等の創設

退職公務員に係る予備公務員制度や、民間企業に勤務する者等が機動的に一定期間（あるいは兼業して）公務員となることを可能とするような制度を創設すること。

### 3 民間事業者による公共サービスの提供の拡充

公共施設の整備等における民間資金等の活用の一層の推進や指定管理者制度の拡充等、民間事業者による公共サービスの提供を拡充すること。

#### 4 情報通信技術の活用等による市民参画の拡充

情報通信技術の活用等により、幅広い市民の政策形成過程への参画方法を導入すること。また、年齢による差別を撤廃する方向で検討すること。

#### 5 試行的な政策形成・実施を可能とする制度の創設

政策の試行的な実施（サンセット法）及びこれに対する意見等を踏まえた弾力的な改良を繰り返すことにより、政策形成及びその実施過程の漸進的な改善を可能とするような制度を創設すること。

### 三 教育の充実強化と最先端の研究水準の維持向上

一人一人が自分で未来を切り拓くことができるようにするとともに、産業の国際競争力の強化に資するよう、全ての世代の国民（人々）が生涯を通じて様々な機会に、かつ、その置かれた状況に応じて適切かつ十分な教育が受けられるようにするとともに、我が国の最先端の研究水準の維持・向上を図るため、次に掲げる措置その他必要な措置を講ずるものとする。

#### 1 学校教育の原則無償化

①拡がる一方の教育の格差、②国力の低下につながる個々の児童・生徒の学力の低下、③教育費用を懸念すること等による出生率の低下等の現状に鑑み、真に「機会の平等」を確保し、教育を受ける機会を実質的に保障するため、高等教育を含めたあらゆる学校教育を、原則として、無償化すること。その際、高等学校までを義務教育化すること（学校給食に対する国費導入を含めて）。

#### 2 生涯学習の機会の確保

学校教育そのものに限らず、部活動や塾などこれを取り巻く教育環境全体を検討の対象に含めるとともに、社会教育その他あらゆる場面での教育を充実・強化することにより、リカレント教育を含めて生涯にわたる学習の機会を確保するための措置を積極的に講ずること。

#### 3 先端研究者の育成と研究水準の維持向上

1・2の国民全般に対する教育機会の幅広い提供と併せて、基礎研究の分野を含め、世界を先導する研究領域の開拓を目指し、意欲的な研究を進める若手研究者を積極的に育成することにより、我が国の研究水準の維持・向上を図ること。

#### **四 個人の自律的な生活の確保**

全ての個人がその個性及び能力を十分に発揮し、社会の一員として活躍することができるよう、個人としての自律的な生活を確保するために必要な条件を整備するため、次に掲げる措置その他必要な措置を講ずるものとする。

##### **1 生活保障給付制度の創設**

国民一人一人のセーフティネットとして、一定の生活を保障するための定期的な給付に関する制度（ベーシック・インカムなど）を創設すること。

##### **2 社会的包摂の推進**

社会的包摂（日本国籍を有しない者を含むあらゆる者が、社会から排除されず、多様な社会的活動への参加の機会を確保されるようにするための取組をいう。）を推進すること。

##### **3 同性婚制度及び選択的夫婦別姓制度の導入等**

同性婚制度や選択的夫婦別姓制度の導入その他人々の多様な価値観を尊重した社会の構築に向けて、積極的な措置を講ずること。

##### **4 文化芸術に対する積極的な支援**

心豊かな活力ある社会の形成にとって文化芸術が極めて重要なものであることに鑑み、その継承、発展及び創造について、積極的に公的支援を行うこと。

#### **五 自立的・総合的安全保障の確立**

国際協調の下での自立的かつ総合的な安全保障を確立することにより、国民が安全で安心して暮らせる環境を維持できるようにするため、「未来への責任」（将来世代の国民への責任）といった観点を含めて、次に掲げる措置その他必要な措置を講ずるものとする。

##### **1 防衛力の強化**

「抑止力」「策源地攻撃能力」「装備」「情報収集・分析能力」といった防衛力全般に関して「対米従属」からの脱却を図り、もって我が国の防衛力の真の強化を図ること。

## 2 エネルギー等の安定的な供給の確保

エネルギー及び鉱物資源（以下「エネルギー等」という。）の輸送体制の整備、海洋資源の開発の推進等により、エネルギー等の自給率の向上その他のエネルギー等の安定的な供給を確保すること。

## 3 食料の安定的な供給の確保

食料自給率の向上その他の食料の安定的な供給を確保すること。

## 4 あらゆる災害に備えるための制度の構築

大規模自然災害、気候変動、原発事故、大規模な感染症のまん延その他のあらゆる災害から、国民の生命、身体及び財産を保護するための制度をあらかじめ構築しておくこと。

### 第三 「あたらしい国のかたちの創造的改革」推進会議（仮称）

#### 一 設置

第一の二の基本理念にのっとり、かつ、第二の基本方針に基づき、「あたらしい国のかたちの創造的改革」に関する具体的構想を可及的速やかに策定し、及びこれに関する諸施策を円滑かつ迅速に実行に移していくため、内閣に、「あたらしい国のかたちの創造的改革」推進会議（仮称）（以下単に「推進会議」という。）を設置するものとする。

#### 二 組織

##### 1 委員

- (1) 推進会議は、委員〇人以内で組織すること。
- (2) 委員は、次に掲げる者であって広い経験・高い識見を有するものうちから、内閣総理大臣が任命すること。
  - ① 衆議院議員又は参議院議員
  - ② 地方自治体の長又は議会の議員
  - ③ 国又は地方自治体の立法又は行政の実務経験を有する者
  - ④ 民間企業又は非営利団体において、公共的な事務に関する実務に従事した経験を有する者
  - ⑤ 公共的な事務に関して学識を有する者

##### 2 会長

推進会議に、会長一人を置き、委員の互選によって、これを定めること。

### 三 所掌事務等

#### 1 所掌事務

推進会議は、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 「あたらしい国のかたちの創造的改革」の推進に関する基本的事項について調査審議すること。
- (2) 「あたらしい国のかたちの創造的改革」に関して、基本計画及び実施計画を策定するとともに、必要に応じ、内閣総理大臣に対して、早急に実施すべき具体的施策について勧告するものとする。
- (3) その他「あたらしい国のかたちの創造的改革」に関する諸施策の円滑かつ迅速な実施を推進すること。

#### 2 調査権限

推進会議は、その所掌する事務を遂行するに当たって、内閣、官公署その他に対して、必要な報告又は資料の提出を求めることができるものとする。この場合において、報告又は資料の提出を求められた者は、その求めに応じなければならないこと。

### 四 事務局

- (1) 推進会議の事務を処理させるため、推進会議に、事務局を置くものとする。
- (2) 事務局に、事務局長その他所要の職員を置くこと。

## 第四 改革の実施

### 一 計画の目標時期及び国会への報告等

#### 1 基本計画及び実施計画の策定とその目標時期

推進会議は、この法律の施行後1年以内を目途に、「あたらしい国のかたちの創造的改革」に関する基本的事項とその方向性をとりまとめた基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとし、また、この法律の施行後2年以内を目途に、「あたらしい国のかたちの創造的改革」に関し実施すべき施策の全体像をとりまとめた計画（以下「実施計画」という。）を策定するものとする。

#### 2 個別勧告

推進会議は、基本計画及び実施計画とは別に、必要に応じて、内閣総理大臣に対し、早急に実施すべき具体的な施策について勧告を行うことができること。



### 3 国会及び内閣に対する報告等

- (1) 推進会議は、基本計画又は実施計画を策定したときは、これを国会及び内閣に報告するとともに、国民に公表するものとする。
- (2) 内閣総理大臣は、推進会議から2の個別勧告を受けたときは、これを国会に報告するとともに、国民に公表するものとする。

## 二 可及的速やかな段階的实施

この法律に基づく「あたらしい国のかたちの創造的改訂」に関する諸施策については、基本計画若しくは実施計画又は個別勧告その他推進会議における調査審議の結果を踏まえた必要な措置を、それぞれ、成案が得られたものから順次、可及的速やかに実施するものとする。

## 第五 施行期日

この法律は、公布の日から施行するものとする。ただし、第三の規定は、公布の日から起算して〇月以内において政令で定める日から施行するものとする。